川西町 通学路安全プログラム

~通学路の安全確保に関する取組の方針~

令和3年10月 川西町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容を関係機関で協議して実施しました。

通学路の安全確保に向けた取組について、引き続き関係機関と連携して実施する必要があるため、「川西町通学路安全プログラム」を策定することとしました。

今後は、本プログラムに基づき、交通安全・防犯・防災の3つの観点で関係機関が 連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

以下の関係機関による「川西町通学路安全推進会議」を設置し、川西町内の通学路の安全確保に向けて連携を図ります。

- (1) 川西町教育委員会
- (2) 川西町総務課
- (3) 川西町事業課
- (4) 奈良県天理警察署
- (5) 奈良県中和土木事務所
- (6) その他関係機関

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、通学路の合同点検を定期的に実施するとともに、対策実施後の効果把握を行うことで、実施した対策の改善・充実や今後の対策の実施に活かしていきます。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

(2) 定期的な合同点検

〇合同点検の実施時期等

- 川西町連合PTAが3年ごとに作成する、町内の危険箇所マップをもとにして 合同点検を実施します。
- 合同点検の実施は、新たなマップが作成された年度に行い、危険箇所の把握に 適した時期に実施します。
- ・効率的、かつ効果的な点検を行うため、点検箇所は、川西町通学路安全推進会 議において、マップ上の危険箇所から学校の通学路を抽出して実施します。

○合同点検の体制

・川西町通学路安全推進会議の各関係機関担当者との合同により実施します。

(3) 対策の検討

〇交通安全

対策必要箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や 交通安全教育、通学路での見守り活動との連携といったソフト対策など、対策 必要箇所に応じた具体的な実施メニューを検討します。

〇防災

・対策必要箇所ごとに、学校で防災教育のようなソフト対策をはじめとし、必要に応じてブロック塀や空き家の所有者への適正管理の啓発など具体的な実施メニューを検討します。

〇防犯

・対策必要箇所ごとに、学校で防犯教育のようなソフト対策をはじめとし、必要に 応じて警察官による警戒やパトロール、注意喚起など、具体的な実施メニューを 検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、関係者間で連携して、対策が円滑に進むよう努めます。

(5)対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのかを、次の危険箇所マップ作成時期までに検証を行い、対策効果の把握に努めます。

(6)対策の改善・充実

対策の実施後も、合同点検や対策効果の把握結果を踏まえて、対策内容の改善・ 充実を図ります。

また、次の危険箇所マップ作成時期までの間に、新たな危険箇所を川西町通学路 安全推進会議の関係機関が把握したときは、その他の関係機関と調整のうえ、必要 に応じて合同点検を実施します。

4. 箇所図・箇所一覧表の公表

合同点検の結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するとともに、 「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表することで、通学路の安全 確保に向けた取組への理解と協力に努めます。

【別添資料】

別添1 対策箇所一覧表

別添2 対策箇所図